

令和5年4月24日
自動車局保障制度参事官室

自動車事故被害者・遺族団体における相談支援事業を支援します ～相談支援実施団体の公募を開始します～

国土交通省では、独立行政法人自動車事故対策機構（以下「ナスバ」という）における相談支援業務の一環として、自動車事故被害者やその家族又は遺族（以下「自動車事故被害者等」という）の相談先の確保・充実を図り、自動車事故被害者等における精神的負担の軽減を図ることを目的として、自動車事故被害者・遺族団体による相談支援業務を支援するための相談支援実施団体の公募を開始します。

1. 事業の趣旨

自動車事故被害者等は身体的被害のほか、精神的な痛みを苦しんでおられる方もいる中で、その精神的な痛みのケアや対処方法の相談先に関しては、自動車事故被害者・遺族等団体による自主的な対応に大きく依存をしてきました。ナスバでは、交通事故被害による重度後遺障害者や遺児への精神的支援は実施していますが、精神的な痛みへの対処に関しては、同じ悩みを持つ当事者による対応が効果的であります。

このため、ナスバにおける相談支援業務の一環として、自動車事故被害者・遺族団体の相談支援業務を支援することにより、夜間など既存のナスバでの相談窓口で対応できていなかった自動車事故被害者等の相談先の確保・充実を図り、自動車事故被害者等における精神的負担の軽減を図ることを目的として対応いただける団体を公募します。

2. 公募期間

・募集期間

令和5年4月24日(月)～ 令和5年5月26日(金)必着

・事業実施期間(予定)

令和5年7月1日(土)～ 令和6年3月31日(日)

なお、本事業の応募要件、応募方法等の詳細につきましては、国土交通省のホームページ内（以下アドレス）に掲載する公募要領等をご覧ください。

(https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000134.html)

■問い合わせ先

国土交通省自動車局保障制度参事官室

担当：大橋、中村、岩瀬

電話：03-5253-8111（内線41-420）03-5253-8580（直通）